平成２８年（フ）第２０６号
栃木県さくら市氏家3527番地12　サンガーデン大野201
債務者　長田多美子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０７号
栃木県宇都宮市御幸町189番地43
債務者　クリーンワークこと　小林　寛一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０８号
栃木県宇都宮市御幸町189番地43
債務者　小林アサ子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３５０号
東京都中野区上鷺宮１丁目９―10―102
債務者　近藤　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５１号
東京都立川市一番町６丁目３－１　立川一番町東59棟206号
債務者　鈴木　智武
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７８号
神奈川県藤沢市城南１丁目21番８―105号
債務者　荒木　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９４号
神奈川県綾瀬市大上３丁目24番８号　ロジュマンヤザワ202
債務者　和田　栄一
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８号
静岡市駿河区東新田２丁目19番31号　メルベーユⅠ　２－Ｂ、旧住所静岡市清水区駒越東町３番49号　シティ駿河Ａ101号
債務者　漆畑　美穂
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１号
岡山市北区新屋敷町３丁目６番５号レオパレスコスモスⅡ107号、旧住所岡山県瀬戸内市長船町土師271番地レオネクストストンフィルド111号
債務者　山本　陽子（旧姓宮下・片山）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３号
長野県佐久市勝間200番地　コーポラス仁和206号
債務者　小暮みはる
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２０１号
栃木県鹿沼市緑町１丁目３番49号
債務者　内山　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１９号
神奈川県藤沢市鵠沼石上２丁目８番６―101号
債務者　檜山　　愛
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５７号
横浜市南区庚台49番地
債務者　阿部　勝二
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７４号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目４番地の１　ブレクレール湘南501号室
債務者　湯浅　雅子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部